

成果目標に応じた点数表

【集落営農法人化等緊急整備推進事業のうち集落営農法人化等緊急整備事業】

類型	成果目標	点数
集落営農の組織化	定款又は規約を有し、5年後に法人化する農業法人化計画を作成した任意組織を1組織以上設立すること。	
	(1) 担い手もおらず、集落営農も行われていない地域で新たに集落営農に取り組もうとする場合	3
	上記のポイントに加え、次の 及び によりポイントを加算。 集落営農が以下のいずれかに該当する場合には、1ポイントを加算 特定農業団体 特定農業団体と同様の要件を満たす組織	1
	集落営農の経営規模が、おおむね20ha(中山間地域にあっては、おおむね10ha)以上である場合には、1ポイント加算	1
集落営農の法人化	農業法人を1組織以上設立すること。	
	(1) 担い手もおらず、集落営農も行われていない地域で新たに集落営農に取り組み法人化する場	3
	(2) これまで集落営農に取り組み、当該集落営農を法人化しようとする場合	2
	上記のポイントに加え、次の 及び によりポイントを加算。 集落営農が以下のいずれかに該当する場合には、1ポイントを加算 特定農業法人 集落営農の経営規模が、おおむね20ha(中山間地域にあっては、おおむね10ha)以上である場合には、1ポイント加算	1
経営多角化の実現	経営の多角化に向けた取り組みを行う場合に、次に掲げるいずれかの目標を設定すること。	
	(1) 当該組織の売上高を100万円以上増加させること。	3
	(2) 特定の作物、加工品等の売上高を50万円以上増加させること。	1
	(3) 特定の作物、加工品等の出荷量を5%以上増加させること。	1